



Title	1株当たり利益の会計数値化
Author(s)	久保, 淳司; Kubo, Junji
Description	本稿は、1株当たり利益と損益計算書との関係を中心にして、1969年に公表されたAccounting Principles Board Opinion No.15 (APBO 15)以降の1株当たり利益に関する会計基準の変遷を確認したものである。APBO 15公表以降の1株当たり利益に関する会計基準、とくにStatement of Financial Accounting Standards No.128 (SFAS 128)の内容を検討すると、APBO 15以降の会計基準によって計算される1株当たり利益は損益計算書との関係を強める方向に変遷を辿っている。そして、1株当たり利益と損益計算書との関係の強化は、会計研究、会計実務家の要求や国際会計基準委員会の主張を分析すると、FASBが独自に意識的に進めていった結果としてもたらされているのである。したがって、APBO 15において包括主義損益計算書と融合した1株当たり利益は、FASBの意識的な主導のもとで発生主義会計に合致する会計数値としての方向に進化したのであり、現在の損益計算書に表示されている1株当たり利益は投資指標としての1株当たり利益とは別個のFASBが独自に作り出した「会計数値としての1株当たり利益」として解釈すべきものである。
Citation	経済学研究, 55(2), 41-64
Issue Date	2005-09-08
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/5282">https://hdl.handle.net/2115/5282</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_v55(2)_04.pdf



# 1 株当たり利益の会計数値化

久保淳司

## I はじめに

今日の財務報告の主目的は意思決定情報の提供とされている。すなわち、「企業における将来キャッシュフローの金額，時期，不確実性」を明らかにし、「投資家にとって有用な情報」を提供することが財務報告の目的として示されているのである<sup>1)</sup>。この財務報告の目的観の下で、「投資家にとって有用な情報」に関する研究が進められ、財務報告の著しい発展が遂げられている。

この一方で、投資家として数の上で圧倒的多数を占める一般投資家には財務諸表を読み取ることが困難になっている。結果として、一般財務諸表利用者のごく少数の判断の手掛かりに依拠して意思決定を行うようになってきているのである<sup>2)</sup>。

一般投資家が判断の手掛かりとして利用するものとしては、1株当たり利益 (Earnings per Share, EPS) がもっとも普及している。したがって、圧倒的多数の投資家にとって1株当たり利益が投資意思決定に役立つものになっている。しかし、1株当たり利益が財務諸表の数値として表示されるようになったのは投資意思決定と直接的に関連した理由からではなかった。損益計算書と1株当たり利益とが融合したのは、1960年代後期のコングロマリット合併期のことであり、不適切な会計処理の是正を目的としたものであった。しかも、会計専門家が積極的に推進

したことはなかったのである<sup>3)</sup>。したがって、1株当たり利益を会計の範疇外とする立場が強ければ、コングロマリット合併の沈静後には、損益計算書と1株当たり利益とを分離させることも可能であった。より積極的には、1970年代以降の投資理論の発展や意思決定有用性アプローチによる会計理論の精緻化を考えれば、損益計算書と単なる投資指標に過ぎない1株当たり利益とは分離されなければならなかったのである。

しかし、会計と1株当たり利益との関係は、ここで述べたような単純なものではない。本稿で明らかにするように、会計基準に準拠して計算される1株当たり利益は損益計算書との関係をますます強め、今日では完全に財務諸表の数値になっている。投資意思決定の有用性に関して理論的な根拠がほとんどないとされ、しかも、財務諸表の情報過多が危惧される中で、1株当たり利益が損益計算書から排除されないのには何らかの理由が存在していると解釈する必要がある<sup>4)</sup>。

3) 損益計算書と1株当たり利益との融合の経緯については、久保[2005]を参照されたい。

4) 現在、単一要約数値の有用性を否定する financial performance project の進行中にもかかわらず、1株当たり利益に関する会計基準の改訂作業が行われている (詳細は [http://www.fasb.org/project/short-term\\_intl\\_convergence.shtml#eps](http://www.fasb.org/project/short-term_intl_convergence.shtml#eps) を参照されたい)。この1株当たり利益に関する会計基準の改訂作業は financial performance project と密接な関連によって進められている。したがって、1株当たり利益に関する会計基準の改訂作業を惰性によるものとは考えることはできない。

1) see SFAC 1.

2) 詳細は、久保[2003]を参照されたい。

本稿は、1969年のAPBO 15公表以降の1株当たり利益に関する会計基準の変遷を確認することで、1株当たり利益が損益計算書との関係を強めていったことを明らかにする。これにより、今日の損益計算書に表示されている1株当たり利益は単なる投資指標の1つとしてではなく、経営成績の測定を目的とする発生主義会計の産物である財務諸表に表示されるべき会計数値としての1株当たり利益であることを示す。

## II APBO 15 以降の1株当たり利益会計基準

### 1. APBO 15 以降の1株当たり利益会計基準の概要

まず、APBO 15 以降の1株当たり利益に関する会計基準の概要を示しておこう。

1969年に公表されたAPBO 15は、1997年にSFAS 128が適用されるまでの28年間、以下の3項目を除いて、改訂されることなく1株当たり利益に関する会計基準として適用されていた<sup>5)</sup>。

- ①APBO 20 (1971年) およびAPBO 30 (1973年) の公表に伴う損益計算書の形式の変更による報告すべき1株当たり利益の変更
- ②SFAS 55 (1982年) およびSFAS 85 (1985年) の公表に伴う現金利廻りテストの改訂
- ③SFAS 21 (1978年) の公表に伴う適用範囲の縮小

5) see FASB, *Original Pronouncements, 1997/98 edition*, p. 174.

本文に挙げた3項目の他にSFAS 111による用語の改訂も存在する。SFAS 111によるAPBO 15の改訂は、①paragraph 5の冒頭に「およびSFAS 21のparagraph 12に記述されているように」という語を挿入する、②Appendix CにおけるExhibit Bの「銀行プライムレート」を「SFAS 85に定義されているAa格社債の平均利廻り」に差し替える、③Appendix CにおけるExhibit Bの「現金利廻り」という用語のうちの「現金」を削除するという3箇所である(SFAS 111, para. 8)。

APBO 15は、アメリカ国内では会計基準として長年に亘って適用されていた一方で、国際的な1株当たり利益に関する会計基準の類型としては孤立したものであった<sup>6)</sup>。国際的な孤立から脱却すべきという声が強くなり、1株当たり利益の国際的調和化を目的するプロジェクトが開始され、1997年にSFAS 128が公表されたのである。そして、現在は、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Board, IASB)との収斂プロジェクトの1つとしてSFAS 128に関する小改訂のための作業が進行している<sup>7)</sup>。

このように、APBO 15公表以降の1株当たり利益会計基準としては、APBO 15の小改訂のための諸基準と、APBO 15に替わるSFAS 128が公表されているのである。

### 2. APBO 15 以降の1株当たり利益会計基準の変遷

1株当たり利益に関する会計基準の改訂の内容について、おおよそSFAS 128の構成に従って確認していくことにする<sup>8)</sup>。

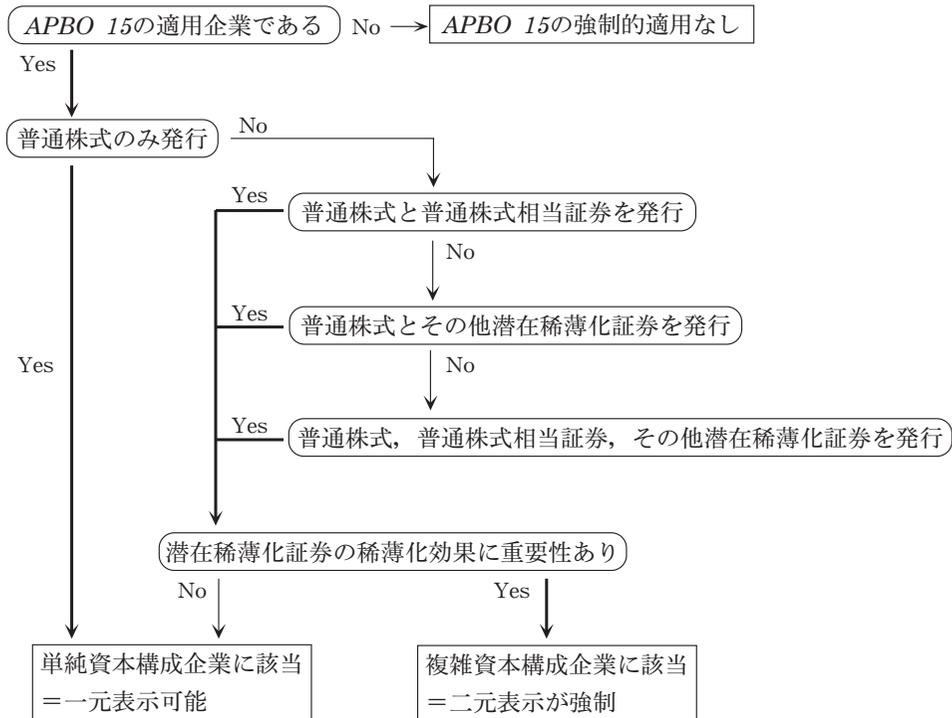
6) SFAS 128, para. 3.

なお、1株当たり利益に関する会計基準の国際的な類型については、久保[2004]を参照されたい。

7) 2006年第3四半期の新基準公表に向けた作業が進められている。作業の詳細については、注4に示したURLを参照されたい。

8) SFAS 128の構成は以下の通りである。

Introduction	1-5
Scope	6-7
Basic Earnings per Share	8-10
Diluted Earnings per Share	11-35
Presentation on Face of Income Statement	36-39
Disclosure Requirements	40-41
Computational Guidance	42
Effective Date and Transition	43
Appendix A: Computational Guidance	44-64
Appendix B: Background Information and Basis for Conclusions	65-146
Appendix C: Illustrations	147-159
Appendix D: Amendments to Existing Pronouncements	160-170
Appendix E: Glossary	171
Appendix F: Other Literature on Earnings per Share	172



出所：Jarnagin[1995], p.627 を参考に作成。

図1 資本構成の分類フローチャート

## 2.1 二元表示に関する改訂

APBO 15では、ある企業が1株当たり利益の二元表示 (dual presentation) を行わなければならないか否かを決定する方法として3%重要性テストが用いられていた。これに対して、SFAS 128では3%重要性テストを廃止して、すべての企業に対して1株当たり利益の二元表示を原則にしている。

APBO 15では、第一次1株当たり利益 (primary Earnings per Share) と全部稀薄化1株当たり利益 (fully diluted Earnings per Share) を損益計算書の本体に表示する二元表示を複雑資本構成 (complex capital structure) の企業に義務づけていた<sup>9)</sup>。そして、複雑資本構成以外の単純資本構成 (simple capi-

tal structure) の企業にのみ普通株式1株当たり利益 (Earnings per Common Share) の一元表示 (single presentation) を許容していたのである<sup>10)</sup>。

二元表示が義務づけられる複雑資本構成の企業と一元表示が許容される単純資本構成の企業とは、持分証券の稀薄化効果 (dilutive effect) の重要性によって区別されていた。この重要性の具体的な基準として3%が用いられていたのである。つまり、持分証券を発行している企業で、単純な1株当たり利益に比べて潜在稀薄化証券の影響を加味した1株当たり利益が97%以下になるような場合に<sup>11)</sup>、その企業は複雑資本構成企業に該当するとされていたのである ([図1]参照)。

9) APBO 15, paras. 15-18.

10) APBO 15, para. 14.

11) APBO 15, fn. 2.

SFAS 128 では、3%重要性テストについて、首尾一貫せずに用いられていたこと、3%重要性テストのためには1株当たり利益の計算を一通り行う必要があったこと<sup>12)</sup>、比較財務諸表では3%重要性基準を満たした会計期間があればすべての会計期間において二元表示が必要とされたことという3つの問題点を指摘している<sup>13)</sup>。また、APBO 15における持分証券は、何らかの意味において普通株式と関係するものを指しており<sup>14)</sup>、たとえば、通常は持分証券に分類される優先株式が除外される一方で、一般には証券とはされないストックオプションを含むという一般の理解が得られない用語の使用という問題もあった<sup>15)</sup>。これらの問題を解決するために、SFAS 128ではすべての企業に対して基礎1株当たり利益 (basic Earnings per Share) と稀薄化1株当たり利益 (diluted Earnings per Share) の二元表示を義務づけ<sup>16)</sup>、二元表示を強制する企業と一元表示を許容する企業との重要性による区別を廃止することで理解可能性を高めたのである<sup>17)</sup>。

12) たとえば、Mautz & Hogan は次のように述べている。「一元表示が許されることによって節約されるのは一行分の印刷費用くらいのものである。」(Mautz & Hogan[1989], p. 25.)

なお、本稿の参考2も参照されたい。

13) SFAS 128, para. 127.

なお、SFAC 2において、重要性基準として3%を用いることが他の会計基準との整合性を欠いているとの指摘がある (SFAC 2, appendix C, figure 1)。

14) APBO 15によれば、持分証券は普通株式と潜在稀薄化証券をあわせたものであり、潜在稀薄化証券は普通株式相当証券 (common stock equivalent) とその他潜在稀薄化証券 (other potentially dilutive security) をあわせたものになる。

15) APBO 15, para. 50.

16) SFAS 128, paras. 36-38.

17) SFAS 128, para. 127 で次のように述べられている。「すべての複雑資本構成の企業の全会計期間について二元表示を要求することはコストなしに財務諸表利用者にとっての事実を与えることになり、財務諸表利用者にとって潜在的な稀薄化に関する範囲や傾向を理解させることになる。」

## 2.2 損益計算書の形式変更に伴う分子計算の範囲の変化

APBO 15 が公表された当時の損益計算書は、APBO 9 によって様式が規定されていた。APBO 9 では、損益計算書に関して段階式区分計算を採用し、経常利益 (income before extraordinary items)、特別利益 (extraordinary items)、当期純利益 (net income) の3つの利益の段階表示を要求していた<sup>18)</sup>。APBO 15 でも、APBO 9 の規定に合わせて、1株当たり経常利益、1株当たり特別利益、1株当たり当期純利益の3つの1株当たり利益の表示を義務づけていたのである<sup>19)</sup>。

その後、1971年に公表されたAPBO 20において、特別利益区分と当期純利益区分の間に、会計方針の変更に係る累積的影響額区分 (cumulative effect of the accounting change) が設けられ、同時に、1株当たり会計方針の変更に係る累積的影響額を損益計算書で表示することが義務づけられた<sup>20)</sup>。さらに、1973年のAPBO 30の公表によって、経常利益区分の後に、廃止事業に係る利益区分 (income from discontinued operations) が設けられ<sup>21)</sup>、1株当たり廃止事業に係る利益の損益計算書への表示が義務づけられたのである<sup>22)</sup>。

APBO 20 と APBO 30 による改訂の結果、損益計算書では、1株当たり経常利益、1株当たり廃止事業に係る利益、1株当たり特別利益、1株当たり会計方針の変更に係る累積的影響額、1株当たり当期純利益という5つの1株当たり利益の表示が要求されるようになったのである。

## 2.3 分母の範囲の変化

1株当たり利益の計算における分母の範囲に関する改訂としては、普通株式相当証券の廃止、

18) APBO 9, para. 20.

19) APBO 15, para. 13.

20) APBO 20, para. 20.

21) APBO 30, para. 8.

22) APBO 30, para. 9.

稀薄化概念の整備, その他の3つに分けることができる。

### 2.3.1 普通株式相当証券の廃止

普通株式相当証券とは, 「法的には普通株式ではないが, 保有者が普通株主になることを可能にする約款があり, また, その契約条項や発行時の状況に鑑みて実質的に普通株式と同等であるもの」<sup>23)</sup>をいう。具体的には, ワラントやストックオプションのように将来の普通株式の発行に結びつく契約のすべてと<sup>24)</sup>, 現金利廻りテスト (cash yield test) に合格した転換証券を指す<sup>25)</sup>。

現金利廻りテストとは, *APBO 15* における「発行時において市場価格に基づく利廻りがその時の銀行プライムレートの66<sup>2</sup>/<sub>3</sub>パーセント未満であれば当該転換証券を普通株式相当証券とみなす」<sup>26)</sup>という規定を指している。このように, 普通株式相当証券については現金利廻りテストが密接に関連している。

この現金利廻りテストは *SFAS 55* と *SFAS 85* によって2度の改訂が行われている。

まず, 1982年の *SFAS 55* では, 「発行時において市場価格に基づく利廻りがその時のAa格社債の平均利廻りの66<sup>2</sup>/<sub>3</sub>パーセント未満であれば当該転換証券を普通株式相当証券であるとみなす」<sup>27)</sup>というように, 銀行プライムレートを基礎にした現金利廻りテストをAa格社債の利子率を基礎にした利廻りテスト (yield test) へと改訂している。

*APBO 15* が普通株式相当証券に該当するか否かの決定に関して現金利廻りテストを採用し

たのは, 投資価値法 (investment value method) やパリティ法 (market parity method) と比較して, 主観的でなく, かつ, 実用的であることを理由にしていた<sup>28)</sup>。そして, さまざまな利子率の中から, もっとも実務的な利用可能性が高いものとして銀行プライムレートを採用したのである<sup>29)</sup>。

銀行プライムレートがもつばら実務的な理由から採用されたため, 社会情勢の変化によっては, 銀行プライムレートを利用することが不的確になることは当初から想定されることであった。実際に, 銀行プライムレートのボラティリティが高まり, さらに, 短期利子率と長期利子率との逆利廻り曲線を経験するようになると, 銀行プライムレートは普通株式相当証券の決定基準としての的確性を失った。この結果, 現金利廻りテストでは, 持分証券としての性質を有していない転換証券が普通株式相当証券として分類されるという不具合が生じるようになったのである<sup>30)</sup>。この不具合を解決するために, *SFAS 55* による利廻りテストへの改訂が行われたのである。

その後, *SFAS 55* による利廻りテストは, *SFAS 85* で「発行時において実効利廻りがその時のAa格社債の平均利廻りの66<sup>2</sup>/<sub>3</sub>パーセント未満であれば当該転換証券を普通株式相当証券であるとみなす」<sup>31)</sup>というように, 実効利廻り (effective yield) を利用するものへと再改訂された。

これは, *APBO 15* や *SFAS 55* の規定が, 現金による支払利息や優先配当だけを対象として, 発行差金の償却費等を対象としていなかったことに関する改訂である。*SFAS 55* が公表された頃まではアメリカの転換証券は額面発行されることが多かったため, 差金償却費等を計

23) *APBO 15*, para. 25.

24) すべてのオプション等が普通株式相当証券に該当するのは, これらには現金配当がなく, 価格が将来に特定の価格で普通株式を購入できる権利にもつばら依存しているからとされていた (*APBO 15*, para. 35)。

25) *APBO 15*, paras. 31-34. なお, 現金利廻りテストに失格した転換証券がその他潜在稀薄化証券に該当する。

26) *APBO 15*, para. 33.

27) *SFAS 55*, para. 7.

28) *APBO 15*, para. 32. Also see AICPA[1968], para. 62 and *APBO 15*, paras. 78-84.

29) *APBO 15*, para. 34.

30) *SFAS 55*, para. 5.

31) *SFAS 85*, para. 3.

算に含めるか否かはほとんど問題にならなかった<sup>32)</sup>。これが、ゼロクーポン債など大幅に割引された転換証券の発行が増加したことによって、実効利廻りと無関係な基準で普通株式相当証券の決定がされるようになるという問題が生じたのである。大幅に割引された転換証券が普通株式相当証券に該当することについて、FASBは「証券の経済的実質とAPBO 15の目的の両方とも合致しない」として<sup>33)</sup>、SFAS 85で再改訂したのである。

ここで示された「APBO 15の目的への合致」は、SFAS 55とSFAS 85の公表において重要な意味をもっている。

FASBは、SFAS 55の改訂作業において、(a)景気循環による市場動向の影響を受けない、(b)転換証券の利廻りとの経済的関連性のあるもの、(c)適用に実務的なものでなければならぬという3つの条件のもとで、普通株式相当証券の決定基準になる利子率の改訂だけを議論するように限定を付していた<sup>34)</sup>。この理由は以下のように説明されている<sup>35)</sup>。

「FASBでは、諸問題がAPBO 15や転換証券が普通株式相当証券に該当するか否かを決定するさまざまな方法についての大幅な再吟味を正当化するものではないと信じている。現金利廻りテストの改訂に関する主目的は、現金利廻りテストをAPBO 15公表当時にAPBが意図していたように機能させることにある。」

つまり、SFAS 55への改訂は、APBO 15の公表当時の意図に回帰するためのものであるというのである。

APBO 15への回帰のための改訂という性格

32) 割引発行された転換証券の利廻り計算が当時の技術では困難なことも1つの理由であったと考えられる (see Moore, et al.[1987])。

33) SFAS 85, para. 1.

34) SFAS 55, para. 10.

35) SFAS 55, para. 6.

は、SFAS 85による改訂でも明示されている。すなわち、「このステートメントは、本ステートメントにおける改訂を除いては、APBO 15における他の結論や規定を変更するものではない」<sup>36)</sup>と述べて、APBO 15の姿勢を変えないことを表明しているのである。

このようにSFAS 55とSFAS 85による利廻りテストの改訂は、APBO 15の本来の意図への回帰のためのものであり、内容に関する実質的な改訂とはされていないのである。

利廻りテストに関する批判としては、普通株式相当証券が必ずしも将来の転換に結びついていないことへの批判と、利廻りテストを転換証券の発行時にしか行わないことへの批判の2つが主要なものになっていた<sup>37)</sup>。これらの批判にもかかわらず、FASBは、SFAS 55とSFAS 85において、現金利廻りテストの骨子は変化させる必要がないことを明示したのである。

利廻りテストについては、批判されるだけでなく、多くの代替案が提示されるなど精緻化のための研究も進められていた。しかし、FASBは利廻りテストの精緻化にも関心を示すことはなかったのである。すなわち、SFAS 128では利廻りテストを廃止したのである<sup>38)</sup>。

利廻りテストの廃止によって、普通株式相当証券も廃止されることになった。そして、普通株式相当証券を計算の範囲とする第一次1株当り利益の報告もSFAS 128では廃止され、財

36) SFAS 85, paras. 13-14.

37) 詳細は、本稿の第IV節を参照されたい。

38) SFAS 128では第一次1株当り利益を廃止し、基礎1株当り利益の表示を始める理由として、(a)非稀薄化1株当り利益と稀薄化した1株当り利益の並記によって、もっとも事実に基づいた1株当り利益のレンジが示されること、(b)データ指向が高まっていることから国際的に統一された計算方法による1株当り利益が必要とされていること、(c)第一次1株当り利益の前提である普通株式相当証券の概念が実務的にうまく機能していないこと、(d)第一次1株当り利益の計算が複雑であるため誤った計算がされていることがあること、(e)批判の多い利廻りテストに関する問題が解消されることの5つを挙げていた (SFAS 128, para. 89)。

務諸表で用いられる概念に合致した基礎1株当たり利益と稀薄化1株当たり利益の報告を要求することになったのである。

### 2.3.2 稀薄化概念の整備

APBO 15では潜在稀薄化証券のうち、稀薄化効果に重要性のある証券だけを1株当たり利益の計算に用いることにしていた<sup>39)</sup>。SFAS 128でも稀薄化効果のある証券だけを1株当たり利益の計算に用いることにしている<sup>40)</sup>。ただし、APBO 15では、例外的な4項目に関して逆稀薄化効果の証券を1株当たり利益の計算に用いることを規定していた。その4項目は、(a)全部稀薄化1株当たり利益計算における実際に行使された潜在稀薄化証券、(b)当期純利益に対しては稀薄化効果があるが、経常利益に対しては逆稀薄化効果になる証券、(c)経常利益に対しては稀薄化効果があるが、当期純利益に対しては逆稀薄化効果になる証券、そして、(d)総体判定では稀薄化効果がある逆稀薄化効果の個別証券である<sup>41)</sup>。SFAS 128では、これらの項目を以下のように改訂した。

#### ①潜在稀薄化証券と普通株式の分離

APBO 15では、全部稀薄化1株当たり利益の計算において、期中に実際に行使された潜在稀薄化証券については逆稀薄化効果であっても全部稀薄化1株当たり利益の計算に含めることとしていた<sup>42)</sup>。この規定はSFAS 128において廃止され、期中に行使された潜在稀薄化証券についても行使前の状態が逆稀薄化効果の場合には、

利廻りテストに関する問題の解消以外の理由も第一次1株当たり利益が廃止の理由として示されている。しかし、本稿の第IV節で述べるように、(a)、(b)、(c)、(d)の理由はFASBにとっての関心事ではなく、利廻りテストに関する問題の解消(e)が第一次1株当たり利益を廃止した実質的な理由になっている。

39) APBO 15, paras. 30 and 40.

40) SFAS 128, para. 13.

41) Ball[1970], p. 6.

42) APBO 15, para. 41.

稀薄化1株当たり利益の計算には算入しないことになった。

#### ②コントロールナンバーの明示

APBO 15では、転換証券の稀薄化効果の重要性の有無は、稀薄化影響度を経常利益と当期純利益との両方と比較して判定していた<sup>43)</sup>。

転換証券の稀薄化影響度と、当期純利益や経常利益を比較する場合には以下の6通りが考えられる。

- (a)稀薄化影響度>当期純利益>経常利益
- (b)稀薄化影響度>経常利益>当期純利益
- (c)当期純利益>稀薄化影響度>経常利益
- (d)経常利益>稀薄化影響度>当期純利益
- (e)当期純利益>経常利益>稀薄化影響度
- (f)経常利益>当期純利益>稀薄化影響度

これらのうち、(a)と(b)の場合には逆稀薄化効果になり、(e)と(f)の場合には稀薄化効果があるとされることは明らかである。(c)や(d)の場合に稀薄化効果の有無をどのように判定するのが問題になる。

APBO 15では(c)と(d)のいずれの場合にも稀薄化効果があるとしていた。したがって、(c)においては経常利益、(d)においては当期純利益に関して逆稀薄化効果の証券が1株当たり利益の計算に算入することになっていたのである。

これに対して、SFAS 128では稀薄化効果の有無の判定対象(コントロールナンバー)を経常利益のみとした<sup>44)</sup>。これにより、(c)は逆稀薄化効果として1株当たり利益の計算に含めないことにしたのである。この改訂についてSFAS 128は、アメリカ企業の特別損益項目はほとんどが特別損失になっているため経常利益をコントロールナンバーとするだけで事足り<sup>45)</sup>、さらに、当期純利益計算には会計方針の変更に係る

43) APBO 15, fn.8.

44) SFAS 128, para. 15.

45) SFAS 128, para. 97.

累積的影響額の影響があるため期間比較可能性が失われているからであると説明している<sup>46)</sup>。

### ③稀薄化順位法の採用

稀薄化効果の有無を判定するときに、個々の証券について判定するのと、潜在稀薄化証券の総体について判定するのでは結果に違いが生じることがある。転換証券の稀薄化影響度が、単純な1株当たり利益よりは小さいが、他の潜在稀薄化証券の影響を考慮した後の「最大限の稀薄化効果を反映した」1株当たり利益よりは大きいことがあるからである〔参考1〕を参照)。

APBO 15では、このような転換証券に稀薄化効果があるとするか否かについては各企業の任意としていた<sup>47)</sup>。これを、SFAS 128では1株当たり利益の計算に最大限の稀薄化効果を反映するために<sup>48)</sup>、稀薄化順位法を採用して個々の証券について稀薄化効果の有無を判定することにしたのである<sup>49)</sup>。

以上の①から③の改訂による稀薄化概念の整備により、APBO 15における逆稀薄化禁止の例外は、「経常利益に対しては稀薄化効果があるが当期純利益に対しては逆稀薄化効果になる証券」を除いてすべて排除されることになったのである。

#### 2.3.3 その他の分母の範囲の変化

APBO 15からSFAS 128への改訂にあたって、「3ヶ月ルール」と「5年・10年基準」とを廃止することによる分母の範囲の拡張も行われている。

3ヶ月ルールとは、APBO 15の「期末前3ヶ月の株価が行使価格を超えている場合にのみ1株当たり利益の計算に反映させる」<sup>50)</sup>という規

定である。この規定により、1株当たり利益の計算に含めるものは株価が期中の大部分に亘って安定的に行使価格を超えたものに限られ、値動きの激しい株式を除くことができたため、実務的な労力を削減することができた<sup>51)</sup>。SFAS 128では、平均株価の利用を厳密に要求して<sup>52)</sup>、3ヶ月ルールを廃止した。

また、5年・10年ルールは、1株当たり利益の計算に含める転換証券を、第一次1株当たり利益については5年以内、全部稀薄化1株当たり利益については10年以内に行使期間が到来するものに限定するという規定であった<sup>53)</sup>。SFAS 128では行使期間の限定をなくし、稀薄化効果のある転換証券はすべて1株当たり利益の計算に含めることにしている。

## 2.4 計算方法に関する改訂

計算方法に関しては、自己株法における期末株価利用の廃止、修正した自己株法の廃止、偶発発行証券の規定の改訂という3つの改訂が行われた。

### 2.4.1 自己株法における期末株価利用の廃止

自己株法 (treasury stock method) は、オプション等のように権利行使時に現金の払い込みがされる証券に関する影響を1株当たり利益の計算に織り込む方法である。具体的には、オプション等が期首に権利行使され、その権利行使による現金収入を市場価格によって自己株式の買い戻しに充てるという仮定を基礎に1株当たり利益の計算をする方法である<sup>54)</sup>。したがって、自己株法を適用した場合の稀薄化した1株当たり利益は次のように計算される<sup>55)</sup>。

46) SFAS 128, para. 98.

47) SFAS 128, para. 95.

48) SFAS 128, para. 14.

49) 2.4.2に見る修正した自己株法の廃止も、稀薄化効果の総体判定の廃止の一環と捉えることができる。

50) APBO 15, para. 36.

51) AIN APB 15, para. 63.

52) SFAS 128, paras. 47-48.

53) see AIN APB 15, para. 28.

54) APBO 15, paras. 36-38.

55) APBO 15, para. 36. 自己株法の詳細については、久保[2004]を参照されたい。

## 1株当たり利益

## 普通株式帰属利益

$$\frac{\text{実際株式数} + \text{仮定発行株式数} - \text{仮定買戻株式数}}{\text{株数}}$$

自己株法は、*APBO 15*で導入されて*SFAS 128*にも引き継がれた計算方法であるが、計算に用いる株価については改訂が行われた。*APBO 15*では自己株法の適用にあたって利用する市場価格として、第一次1株当たり利益では期中平均株価を、全部稀薄化1株当たり利益では期中平均株価と期末株価のいずれか高い株価を用いることと規定していた<sup>56)</sup>。これが、*SFAS 128*の自己株法では期中平均株価だけが利用されることになったのである。

## 2.4.2 修正した自己株法の廃止

*APBO 15*では、自己株法の適用にあたって、潜在稀薄化証券の権利行使により発行される普通株式の総数が極端に多い場合には自己株法を修正して適用すると規定していた。これは、「オプション等の権利行使による収入の運用を考慮する自己株法では、権利行使の収入により社外流通普通株式数の大部分を買い戻す場合には、適切に稀薄化効果を表さないことがある」<sup>57)</sup>からであった。具体的には、オプション等が権利行使される際に発行される普通株式の総数が期末社外流通普通株式数の20%を超える場合に修正した自己株法(modified treasury stock method)を適用しなければならないとされていた<sup>58)</sup>。

修正した自己株法は、通常の自己株法について、稀薄化効果の判定と権利行使による収入の運用方法に関して修正する方法であった〔参

考2〕を参照)。修正した自己株法では、総体としての潜在稀薄化証券の稀薄化効果の重要性の有無を判定する。このため、総体として稀薄化効果に重要性があればすべての潜在稀薄化証券を用いて自己株法で計算を行い、総体として稀薄化効果に重要性がなければすべての潜在稀薄化証券に自己株法を適用しないとしていたのである<sup>59)</sup>。また、修正した自己株法における権利行使による収入の運用方法は、自己株式を期末社外流通普通株式数の20%まで買い戻して、なお残る権利行使による収入については借入金の返済に用いる、さらに残金があれば、アメリカ国債またはコマーシャルペーパーへの投資を行うと仮定するものであった<sup>60)</sup>。

しかし、「修正した自己株法は、ほとんどの企業が20%テストに合致しないためあまり用いられていない」<sup>61)</sup>のものであった。このため、*SFAS 128*では「1株当たり利益計算の簡素化のためと国際会計基準との合致を図るために」<sup>62)</sup>修正した自己株法を廃止し、同時に20%ルールも廃止したのである<sup>63)</sup>。

## 2.4.3 偶発発行証券の規定の改訂

*APBO 15*では、稀薄化効果に重要性のある偶発発行証券<sup>64)</sup>の影響について、当期に発行されていたものとして1株当たり利益の計算に反映

59) 本稿の2.3.2を参照されたい。

60) *APBO 15*, para. 38.

61) *SFAS 128*, para. 108.

62) *ibid.*

63) *APBO 15*では、別個の2つのルールに対して「20%ルール」という同一の名称を用いているため、混乱の原因になっていた。1つは権利行使により発行される普通株式の総数が期末社外流通普通株式数の20%を超える場合に修正した自己株法が適用されるというルールであり、もう1つは修正した自己株法の適用において自己株式の買い戻しを期末社外流通普通株式数の20%までに制限するルールである。どちらも修正した自己株法に関連した規定であるが、直接の関係はないことに注意が必要である。

64) 偶発発行証券(contingent agreement)とは、企業が締結する将来に一定の条件を満たしたときに普通株式を割り当てる契約をいう。

56) *APBO 15*, paras. 36 and 42.

57) *APBO 15*, para. 38.

58) 20%という数値そのものの由来は、「流通株式数の20%を超える自己株式を保有する企業は、その旨をSECに届けなければならない」という規定にあると推測できるが(see Barlev[1983], p. 385, fn. 1), 自己株法から修正した自己株法への転換点としての20%には理論的根拠はないとされている。

させると規定していた<sup>65)</sup>。具体的な取り扱い、偶発発行証券の条件に基づいて2種に分けて規定されていた。

1つは、株価が将来において一定の水準にある場合に普通株式を発行するという契約が代表的な、株価に関係する偶発発行証券である。これは次期以降の株価によって普通株式が発行されるか否かが決定されるものを指していた<sup>66)</sup>。これらの1株当たり利益への織り込みは、当期末を条件期間の末であるものとした場合に、条件を満たしていれば、その発行されることになる株式数を第一次1株当たり利益と全部稀薄化1株当たり利益の両方の分母計算に反映させることによって行われていた。

偶発発行証券のもう1つの類型である利益額に関係するものについても、分母の取り扱いは株価に関連するものと同様である。つまり、利益額が将来において一定の水準にある場合に普通株式を発行するという契約に関して、将来において発行される株式数を1株当たり利益の計算に織り込んでいたのである。したがって、1株当たり利益への織り込みは、当期末を条件期間の末であるものとした場合に、条件を満たしていれば発行されることになる株式数を、第一次1株当たり利益と全部稀薄化1株当たり利益の両方の分母計算への反映によって行われたのである。

ただし、利益額に関する偶発発行証券については、全部稀薄化1株当たり利益の分子計算にも影響させる規定があり、*APBO 15*の特徴的な規定になっていた。すなわち、当期末を条件期間末とした場合に、条件を満たしていない場合においても、その偶発発行証券の稀薄化効果に重要性があれば、全部稀薄化1株当たり利益の計算に反映させると規定していたのである（[参考3]および[参考3' ]を参照）。

以上をまとめると、*APBO 15*では、第一次

1株当たり利益に関しては当期末を条件期間の末とした場合に条件を満たしているか否かを、全部稀薄化1株当たり利益に関しては偶発発行証券の稀薄化効果の重要性の有無を判定基準として偶発発行証券の取り扱いを定めていたのである。

これに対して、*SFAS 128*では当期末に条件を達成しているか否かだけを偶発発行証券の取り扱いの判断基準に変更した。この結果、稀薄化効果がある証券であっても、条件が満たされていない場合には1株当たり利益の計算には含まれないことになったのである。

また、*APBO 15*では、株価に関する偶発発行証券については株価の変動に伴って発行される普通株式数に変更があった場合<sup>67)</sup>、利益額に関する偶発発行証券については前期の条件達成により1株当たり利益計算に算入されていた偶発発行証券が当期において条件を満たさなくなった場合<sup>68)</sup>、それぞれ比較財務諸表における遡及修正再表示が必要とされていた。これに対して、*SFAS 128*では、各期に計算の基礎となった利益額や株価のその後の変動に関する遡及修正再表示を廃止して<sup>69)</sup>、比較財務諸表における修正を減らしたのである。

## 2.5 適用範囲の変更

*APBO 15*の適用企業は広く<sup>70)</sup>、普通株式や普通株式相当証券を発行していない相互会社、1940年投資会社法による登記企業、公営企業、非営利企業といった例外的な企業を除くすべての企業に対して適用が要求されていた<sup>71)</sup>。

67) *AIN APB 15*, para. 90.

68) *AIN APB 15*, para. 91.

69) *SFAS 128*, para. 116.

なお、偶発発行証券の類型として、利益額に関するものと株価に関するものに加えて、一定数の新規出店を果たした場合に普通株式を発行するというような利益額や株価と直接関係しない条件を明示したことも改訂の1つとして挙げられる（*SFAS 128*, para. 34）。

70) *AIN APB 15*, para. 9.

71) 以下の財務諸表についても適用が除外されていた（*AIN APB 15*, para. 9）。

65) *APBO 15*, paras. 61-64.

66) 当期に発行された場合には、実際に流通している普通株式として1株当たり利益の計算に算入される。

これが1978年公表のSFAS 21によって、非公開会社はAPBO 15の強制適用が免除されることになった。1株当たり利益の非公開会社に対する開示の免除はSFAS 128に至っても継続しており<sup>72)</sup>、1株当たり利益の損益計算書への表示は公開企業にのみ義務づけられている。

## 2.6 開示面の改訂

APBO 15は、補足的1株当たり利益データ(supplemental EPS data)を注記で開示することを要求していた。補足的1株当たり利益データとして開示が要求されていたのは、転換証券が期中に転換された場合に、その転換が期首に行われていたものと仮定したときの1株当たり利益である<sup>73)</sup>。転換が行われても企業の実働資本には変化が生じないにもかかわらず、1株当たり利益数値は変化してしまう結果になるからであった。SFAS 128では、1株当たり利益の目的に反するものとしてこの規定を削除した<sup>74)</sup>。

## III 1株当たり利益会計基準の展開の方向

前節で、APBO 15以降の1株当たり利益に関する会計基準の変遷を確認した。しかし、規定の変化を確認するにとどめて、1株当たり利益の性質がどのように変化したのかについての言及は避けてきた。それは、規定の改訂によって、1株当たり利益がどのように性質を変化させたのかを判断する基準が明らかではないからである。

本節では、APBO 15以降の1株当たり利益と

損益計算書との関係を判断する基準を示し、その基準を用いて、APBO 15以降の1株当たり利益に関する会計基準の変遷の方向性を明らかにすることにする。

### 1. 1株当たり利益会計基準の展開の方向の判断基準

1株当たり利益に関する議論では、投資社会で用いられる1株当たり利益(投資指標としての1株当たり利益)と財務諸表に表示されている1株当たり利益(会計数値としての1株当たり利益)という別個のものが、同じ名称で呼ばれていることによる無用の混乱が生じている。そのため、この二者を区別することが必要である。

投資指標としての1株当たり利益は、株式の投資判断に直接的に利用することができるものであり、投資理論にしたがって導出される数値である。今日の投資理論によれば、株価は、 $eps_1$ 、短期成長率、長期成長率および資本コストの4つの要素を用いて以下のように説明される<sup>75)</sup>。

$$P_0 = \frac{eps_1}{r} \times \left[ \frac{g_S - g_L}{r - g_L} \right] \quad \dots (1)$$

このとき  $r$  = 資本コスト

$$g_S = \frac{eps_2 - eps_1}{eps_1} + \frac{r \times dps_1}{eps_1}$$

$$g_L = \frac{eps_t - eps_{t-1}}{eps_{t-1}} \quad as \quad t \rightarrow \infty$$

つまり、「現時点から12ヶ月の間に期待される1株当たり利益」として定義される $eps_1$ 、その $eps_1$ に依拠して定義される短期成長率と長期成長率、そして、市場の決定する資本コストによって株価は説明されるのである。したがって、投資指標としての1株当たり利益とは、この理論的な株価の説明に用いられる、現時点から12ヶ月の間に期待される1株当たり利益を指すのである。

この定義から明らかなように、投資指標としての1株当たり利益は、歴史的事実を基礎に構築

・連結財務諸表とともに公表される親会社財務諸表

・完全子会社の財務諸表

・特定目的の財務諸表

ただし、適用が除外された企業や財務諸表において、任意で1株当たり利益を報告する場合にはAPBO 15の規定に準拠した1株当たり利益を報告する必要があった。

72) SFAS 128, para. 6.

73) APBO 15, para. 22.

74) SFAS 128, para. 136.

75) オールソン[2005]。

される財務報告の数値とは著しく性格の異なるものである。したがって、歴史的な事実と重点を置いた財務報告との関連性において定義される1株当たり利益は、投資指標としての1株当たり利益とは別個のものになるのである。とくに、包括主義損益計算書との関連において定義される数値を会計数値としての1株当たり利益として定義できるのである<sup>76)</sup>。

包括主義損益計算書は、企業の連続的な複数年の歴史的な全経験に基づくことによって企業の経営成績や効率性が示されると捉える<sup>77)</sup>。つまり、包括主義損益計算書においては、各会計期間はそれぞれ独立したものではなく、複数の会計期間が組合わさることによって創り出される中長期的な趨勢の一部分としての意味合いが強調されるのである。したがって、会計数値としての1株当たり利益も、包括主義損益計算書の情報と同様に、複数の1株当たり利益が形成する中長期的な趨勢情報の一部としての性質が強調されるのである。

1株当たり利益が中長期的な趨勢情報を提供するためには、1株当たり利益の期間比較可能性の確保が必要になる。つまり、企業資源や株式数の変化に伴う「1株の価値」に変化が生じたときに、1株当たり利益の修正を行わなければならないのである。この場合の修正は、次ページの(2)式による過年度の1株当たり利益の修正になる。

期間比較可能性の確保のために遡及修正が必要であるということを敷衍すれば、当期の1株当たり利益も将来に修正される可能性を潜在的に有した数値ということになる。修正される可能性を潜在的に有しているということから、当期の1株当たり利益は暫定的な性質の数値になる。

ここから、次期以降の遡及修正を前提にした当期の計算が可能になる<sup>78)</sup>。すなわち、当期の

状態が維持されると次期以降に生じる事象で、次期以降に当期の1株当たり利益を遡及修正すべきことになる事象については、将来において行われる遡及修正を当期の1株当たり利益計算に織り込むことができるのである。この将来における遡及修正を織り込むことが、一般に1株当たり利益の稀薄化計算とされているのである。つまり、1株当たり利益の稀薄化計算を行うのは、期間比較可能性の確保のためであり、遡及修正を行うことと同じ目的なのである。したがって、1株当たり利益の稀薄化計算は、(2)式で示した遡及修正と同構造の算式を用いるべきである。すなわち、1株当たり利益の稀薄化計算は次ページの(3)式が基本になるのである。

そして、遡及修正の計算と稀薄化計算は同じ目的で行うものであり、同じ構造の算式を用いて行うものであることから、(2)式と(3)式とをまとめた形で表すことも可能になる。これが、次ページの(4)式である。

(4)式によって計算される1株当たり利益が、期間比較可能性の確保を目的にするものである。そして、1株当たり利益の期間比較可能性の確保によって、1株当たり利益は中長期的な趨勢情報の構成要素になり、包括主義損益計算書の内容と合致することになる。つまり、(4)式によって計算される1株当たり利益が会計数値としての1株当たり利益の定義である。

(1)式に用いられる投資指標としての1株当たり利益とは別個の、会計数値としての1株当たり利益を定義することができた。これにより、APBO 15の規定に従って計算される1株当たり利益が、会計基準の改訂によって、投資指標としての1株当たり利益に近づいたのか、会計数値としての1株当たり利益に近づいたのかを判断することができる。そして、会計数値としての1株当たり利益に近づく動きは、損益計算書と1株当たり利益との関係が強まる動きとして判断する

76) 会計数値としての1株当たり利益の導出の詳細は、久保[2004]および久保[2005]を参照されたい。

77) Hendriksen & van Breda[1992], p. 328.

78) (第2種の)後発事象で次期以降に当期の1株当たり利益の遡及修正を必要とするものについては、

当期の1株当たり利益の計算に織り込まなければならない。

$$\text{過年度の1株当たり利益} = \frac{\text{過年度の利益} \times \text{増資直後の株価}}{\text{旧株主の持分総額} + \text{新規株主による払込額}} \quad \dots (2)$$

$$\text{稀薄化を織り込んだ1株当たり利益} = \frac{\text{当期の利益} \times \text{株価}}{\text{株式時価総額} + \text{潜在稀薄化証券保有者から普通株主への便益供与額}} \quad \dots (3)$$

$$1 \text{株当たり利益} = \frac{\text{損益計算書利益} \times \text{株価}}{\text{普通株主持分総額} + \text{外部者から企業への参加のために普通株主に支払われる金額}} \quad \dots (4)$$

ことも可能になる。具体的には、(4)式に近づく変化、すなわち損益計算書への依拠や期中平均を利用する方向の改訂は会計数値としての1株当たり利益に近づく改訂であり、1株当たり利益と損益計算書とを密接化する改訂ということになる。そして、分子が予測利益や将来見積もり利益、分母が将来の株式数として計算されるような改訂は1株当たり利益と損益計算書との関係を弱める改訂ということになるのである。

## 2. 1株当たり利益会計基準の変遷の方向性

APBO 15以降の1株当たり利益に関する会計基準の個々の規定の変遷の方向性について、投資指標としての1株当たり利益と会計数値としての1株当たり利益のどちらに近づく改訂だったのかを検討しよう。

### ・3%重要性テストの廃止

3%重要性テストの廃止は、直接的に(1)式や(4)式に関係するような改訂ではない。

ただし、間接的には損益計算書と1株当たり利益との関係を強める改訂ではある。それは、3%重要性テストの廃止によって、他の会計基準で用いられていなかった3%という重要性基準や、他の会計基準と首尾一貫しない「持分」、「証券」といった用語の使用が廃止されたことで、財務諸表との整合性が高まったからである。

### ・損益計算書の形式変更に伴う分子計算の範囲の変化

APBO 15が損益計算書の様式に従って3つ

の1株当たり利益の表示を要求したのは、1株当たり利益の計算が損益計算書と一体であるべきことが強く主張されたからであった<sup>79)</sup>。したがって、損益計算書の様式が変更された際に、1株当たりの金額に関しても損益計算書の様式に合致させるような改訂が行われたことは、1株当たり利益と損益計算書との関係を維持するものであったといえる。

### ・普通株式相当証券の廃止

普通株式相当証券の廃止は、直接的に(1)式や(4)式と関係するような改訂ではない。しかし、3%重要性テストの廃止と同様に、通常の財務諸表では用いられていない普通株式相当証券という項目を廃止したことは、間接的に損益計算書と1株当たり利益との関係を強める改訂である。

### ・稀薄化概念の整備

(3)式の分母第2項である「潜在稀薄化証券保有者から普通株主への便益供与額」の定義において、稀薄化効果の有無は厳密に捉えなければならないとされる<sup>80)</sup>。したがって、稀薄化概念の厳密化は1株当たり利益の計算を(3)式((4)式)に近づける方向への改訂であり、損益計算書と1株当たり利益との関係を強める改訂になる。

潜在稀薄化証券と潜在稀薄化証券の権利行使

79) APBO 15, paras. 12-13. この点に関する詳細は、久保[2005], 64-68ページ参照されたい。

80) 詳細は、久保[2004], 65-66ページを参照されたい。

により発行される普通株式とは別個のものであることから、両者を区別することによって、稀薄化概念の厳密化につながる。したがって、潜在稀薄化証券と普通株式とを分離する改訂は損益計算書と1株当たり利益とを密接化する改訂になる。また、潜在稀薄化証券が複数存在する場合に、それぞれの証券保有者は別の存在であるから、潜在稀薄化証券の総体としての取り扱いを廃止する改訂も損益計算書と1株当たり利益とを密接化する改訂である。

しかし、コントロールナンバーとして経常利益を採用したことは、(4)式から離脱する方向への改訂である。会計数値としての1株当たり利益の基礎である包括主義損益計算書は、比較財務諸表の当期純利益を重視するものであるため、会計数値としての1株当たり利益も比較財務諸表の当期純利益が重視されなければならないからである。つまり、コントロールナンバーとして経常利益を採用したことは、1株当たり利益と損益計算書との関係を弱くする改訂ということになる。

#### ・その他の分母の範囲の拡大

3ヶ月ルール廃止は期中平均株価の徹底である。

5年・10年ルールの廃止によって、転換証券に関して払い込まれた資本との関係が強まる。

したがって、両者ともに(4)式に近づく方向の改訂であり、1株当たり利益と損益計算書との関係を強める改訂である。

#### ・自己株法における期末株価利用の廃止

「潜在稀薄化証券保有者から普通株主への便益供与額」は、会計期間の全体に亘って計算されるべきものである。つまり、期末一時点を基礎とするような計算は(4)式と整合しないのである。したがって、期末株価の利用を廃止し、平均株価に統一したことは、(4)式に近づける改訂であり、1株当たり利益と損益計算書との関係を強める改訂になる。

このことは、*APBO 15*が期中平均株価と期末株価とのいずれか高い株価を用いることにしていた理由を「最大限の稀薄化効果を反映させるため」<sup>81)</sup>としていたのに対して、*SFAS 128*が「期中平均株価を利用することが当該会計期間の情報を基礎にした期間1株当たり利益を測定するという稀薄化1株当たり利益の目的と合致しており、期末株価や将来見積もり株価を用いることはその目的に合致しない」<sup>82)</sup>ことから平均株価に統一したと説明されていることから明らかである。

#### ・修正した自己株法の廃止

修正した自己株法の廃止によって、実際には行っていない借入金の返済、アメリカ国債またはコマーシャルペーパーへの投資から生じる仮定上の利益が1株当たり利益の計算から除外されることになった。これは、明らかに損益計算書と1株当たり利益との関係を強める改訂である。

#### ・偶発発行証券の規定の改訂

偶発発行証券の計算に関して、*APBO 15*では将来の仮定の利益を基礎にする規定を設けていたが、これは、1株当たり利益を企業の過去の業績を示すために利用されるものであるという立場と矛盾するとして廃止された<sup>83)</sup>。この改訂は、仮定計算の排除と各期における事実の重視であり、1株当たり利益と損益計算書との関係を強める改訂である。

#### ・適用範囲の変更

計算に関する改訂ではないため、(1)式や(4)式に直接的に関係する改訂ではない。しかし、間接的には、会計数値としての1株当たり利益から遠ざかる改訂になっている。

*SFAS 21*が、小企業または閉鎖会社への1

81) *APBO 15*, para. 42.

82) *SFAS 128*, para. 107.

83) *SFAS 128*, para. 116.

株当たり利益開示の強制適用を免除した理由として、AICPA[1976]が「これらの会社の利用者にとって明らかに目的適合性がない<sup>84)</sup>」と勧告したことを挙げている<sup>85)</sup>。ここで示された理由は、投資意思決定以外に1株当たり利益の利用を想定していないことを含意している。したがって、1株当たり利益の投資指標としての性質を強める改訂になる。

#### ・開示面の改訂

補足的EPSデータの開示の廃止は、SFAS 128で明示されているように、仮定に基づく計算の廃止である。仮定計算の廃止は、明らかに、1株当たり利益と損益計算書との関係を強める改訂になる<sup>86)</sup>。ただし、注記に関する改訂であり、1株当たり利益の計算について直接的な影響を及ぼすものではないことには留意しなければならない。

### 3. 小括

ここまで確認したAPBO 15以降の1株当たり利益に関する変遷の方向性をまとめると以下のようになる。

内 容	損益計算書との関係
3%重要性テストの廃止	間接的に関係を強めた
損益計算書の形式変更に伴う分子計算の範囲の変化	関係を維持した
普通株式相当証券の廃止	間接的に関係を強めた
稀薄化概念の整備（潜在稀薄化証券と普通株式の分離、稀薄化順位法の採用）	直接的に関係を強めた
稀薄化概念の整備（コントロールナンバーの明示）	関係を弱めた
その他の分母の範囲の拡大	直接的に関係を強めた
自己株法における期末株価利用の廃止	直接的に関係を強めた
修正した自己株法の廃止	直接的に関係を強めた
偶発発行証券の規定の改訂	直接的に関係を強めた
適用範囲の変更	関係を弱めた
開示面の改訂	間接的に関係を強めた

以上から、APBO 15以降の改訂においては、損益計算書と1株当たり利益との関係を強める改訂の数が多いことが明らかになる。このことは、1株当たり利益と損益計算書との関係が全体として強まったということを必然的に意味するわけではない。しかし、ここで用いた判断の規準は、会計数値としての1株当たり利益という抽象概念に基づくものであり、定量化その他の具体的な操作的定義にそぐわないものである。そこで、抽象レベルという限定のもとではあるが、APBO 15以降において損益計算書と1株当たり利益との関係が強まったと結論づけることにする。

## IV 結び

APBO 15以降の会計基準における1株当たり利益に関する規定は、1株当たり利益と損益計算書との関係を強めるものであったことが明らかになった。本稿の「はじめに」で述べたように、コングロマリット合併の沈静化、投資理論の発展や意思決定有用性アプローチによる会計理論の精緻化を考えれば、損益計算書と1株当たり利益とは分離しなければならなかったにもかかわらず、実際には、損益計算書と1株当たり利益との関係は強まる方向に変遷を辿ったのである。

これがFASBによって意識的に行われたか否かを確認するために、研究者や実務家のAPBO 15に対する批判を確認しよう。

1株当たり利益を題材に用いた論文について内容を確認すると、Frank & Weygandt[1970]が重要な役割を担っていることがわかる（[参考4]を参照）。

Frank & Weygandt[1970]は「普通株式相当証券の決定に利用されているこのテストの理論的な欠点を示すとともに、このテストにより生じる実務的な問題を明らかにすること」<sup>87)</sup>を

84) AICPA[1976], p. 9.

85) SFAS 21, para. 1.

86) SFAS 128, para. 75.

87) Frank & Weygandt[1970], p. 280.

目的としている。「このテスト」とは「発行時において、当該社債の支払利息が銀行プライムレートの  $66\frac{2}{3}\%$  未満の場合に、転換社債 (convertible bond) を普通株式相当証券として取り扱う<sup>88)</sup> という現金利廻りテストを指している。Frank & Weygandt[1970]は、*APBO 15* が稀薄化した1株当たり利益の表示を規定した目的を「稀薄化効果の反映」としているのに、現金利廻りテストはこの目的に合致しないとして強く批判しているのである。とくに、普通株式相当証券は、将来の転換の可能性に基づいて定義されなければならないと主張している<sup>89)</sup>。そして、目的と不整合であることの理論的な根拠を示すだけでなく、実際のデータを用いた検証の結果として、現金利廻りテストを「深刻な理論的欠陥と多くの転換証券に関する誤分類を引き起こしやすい<sup>90)</sup>」と結論づけているのである。

Frank & Weygandt[1970]で示された内容に関して、Hofstedt & West[1971], Frank & Weygandt[1971 a], Frank & Weygandt[1971 b], Arnold & Humann[1973], Fulmer, Jr. & Moon[1984]が批判や追試、拡張を行っている。また、Frank & Weygandt[1970]に直接依拠するものではないが、Gibson & Williams[1973], Givoly & Palman[1981], Sterner[1983], Gaumnitz & Thompson[1987]も Frank & Weygandt[1970]と同様に、利廻りテストを用いた分類について将来の転換との相関を検証している。さらに、これら以外でも、Seligmann[1971], Vigeland[1982], Miller, *et al.* [1987]が利廻りテストの問題点を記述的に述べている。このように、*APBO 15*以降に公表された研究論文の多くが利廻りテストに関する内容であり、利廻りテストを用いた分類と実

際の転換との相関の検証や実際の転換との相関の高い指標の発見を目的にしていたのである。

会計研究が、普通株式相当証券の将来における実際の転換を中心に行われたということは、1株当たり利益の分母の計算について将来事象の取り込みが研究の中心テーマであったことを意味する。すなわち、1株当たり利益と損益計算書との関係を強めることをテーマにはしてこなかったのである。したがって、*APBO 15*以降の1株当たり利益と損益計算書との関係の強化は、会計研究によってもたらされたとは考えられない。

会計実務家の1株当たり利益に関する会計基準への関心も確認してみよう。FASB[1973]に示された*APBO 15*に対するコメント、Dudley[1985]やLaughlin & Fox[1989], Mautz, Jr. & Hogan[1989], DeBerg & Murdoch[1991]などの*APBO 15*に関する解説文章、さらにはBlasch, *et al.* [1996], Saubert, *et al.* [1996], Cocco & Moores[1996]といった1996年公開草案への意見を検討すると、会計実務家の*APBO 15*への関心は*APBO 15*の複雑な規定の簡素化が圧倒的に多い。とくに、稀薄化の織り込みをしない単純な1株当たり利益の表示を求める主張が多いのである。

会計実務家の多くの要望にもかかわらず、FASBは1株当たり利益プロジェクトの当初は、単純な1株当たり利益の表示の義務づけは考えておらず、稀薄化した1株当たり利益のみを損益計算書に表示する規定の可能性を考慮していた。これは、稀薄化した1株当たり利益がもっとも有用な情報である上、一般の財務諸表利用者が複数の1株当たり利益の表示により混乱することを避けることができるからであると説明されていた<sup>91)</sup>。結果的には、基礎1株当たり利益と稀薄化1株当たり利益との二元表示が採用され、実務家の要望していた単純な1株当たり利益の表示が規定に盛り込まれることになった。しかし、二元

87) Frank & Weygandt[1970], p. 280.

88) *ibid.*

89) Frank & Weygandt[1970], pp. 287-288.

90) Frank & Weygandt[1970], p. 281.

91) *SFAS 128*, para. 129.

表示の採用は、国際的調和化の観点から取り入れたものであり<sup>92)</sup>、アメリカの会計実務家の要望を汲んだものではないのである。このように、実務家の要望も必ずしも *SFAS 128* の公表に重要な影響が示されているわけではないのである。

以上のように、*SFAS 128* の内容は、会計研究者や会計実務家の要求ではなく、別の力の影響を受けて規定されたのである。もちろん、全体としての目的は国際会計基準との調和化にあり、基礎1株当たり利益の採用など細かい部分では多くの箇所でも IASC の主張が受け入れられている<sup>93)</sup>。

しかし、*SFAS 128* は IASC に完全に依った会計基準にはなっていない。FASB は一部については IASC を説得してその主張を貫いているのである。それが、1株当たり利益と損益計算書との関係を強める規定になっている。とくに、稀薄化した1株当たり利益の報告の目的という重要な部分に関して、FASB の主張が反映されているのである<sup>94)</sup>。

FASB によれば、稀薄化した1株当たり利益の目的としては「経営成績測定目的 (to measure the performance)」と「警告信号目的 (to act as a warning signal)」の2つがある。これらのうち、*SFAS 128* では、「報告期間に流通している潜在稀薄化証券の影響を反映させるという点を除いて、基礎1株当たり利益の目的と一致するもの、すなわち報告企業の報告される期間における業績を測定すること」<sup>95)</sup>として、経営成績測定目的を明示している。

これに対して、IASC は、当初は警告信号目的の採用を主張していた。警告信号目的は *APBO 15* で示された稀薄化した1株当たり利益の目的である。つまり、IASC が *APBO 15* と同様の目的を提示したにもかかわらず、FASB

は経営成績測定目的を新たに採用したのである。しかも、前述のように、アメリカの1株当たり利益に関する研究は警告信号目的の精緻化に結びつく、将来の転換との相関の向上について進められていたのである。このような背景において、稀薄化した1株当たり利益の目的として経営成績測定目的を採用したことは、FASB にとってきわめて重要な意味を持つと考えるべきである。

ここで、経営成績測定目的が、*SFAC 1* や *SFAC 2* に示された財務報告の目的に合致するものとして採用されたことに注目しなければならない<sup>96)</sup>。*SFAC 1* や *SFAC 2* で示された財務報告の目的は、「企業における将来キャッシュフローの金額、時期、不確実性」を明らかにし、「投資家にとって有用な情報」を提供することとされている<sup>97)</sup>。そして、*SFAC 1* や *SFAC 2* では、この目的を達成するために発生主義会計の採用が主張されている。したがって、FASB が稀薄化した1株当たり利益の報告の目的を経営成績測定目的としたことは、*SFAC 1* や *SFAC 2* との合致、すなわち発生主義会計の採用と結びつけて理解すべきものなのである。

FASB が1株当たり利益と発生主義会計とを結びつけていることは、*SFAS 95* における1株当たりキャッシュフローの開示禁止規定からも見て取ることができる<sup>98)</sup>。*SFAS 95* では、「1株当たりキャッシュフローの報告は、キャッシュフローの総計や分類小計が経営成績の測定としての1株当たり利益の代替であるかの誤った印象を与える可能性がある」<sup>99)</sup>ことを理由にして、1株当たりキャッシュフローの開示を禁止している。とくに、1株当たりキャッシュフローでは資本の取り戻し (Return of Capital) と資本からのリターン (Return on Capital) の区別が不可能であることを問題視している。1株当たりキャッシュフローが発生主義会計の思考に合致しない

92) *SFAS 128*, para. 131.

93) 詳細は、久保[2004]を参照されたい。

94) *SFAS 128*, paras. 79-82.

95) *SFAS 128*, para. 11.

96) *SFAS 128*, para. 80.

97) see *SFAC 1*.

98) *SFAS 95*, para. 33.

99) *SFAS 95*, para. 122.

ことを問題にして、1株当りキャッシュフローの開示を禁止しているのである。

会計研究の潮流、会計実務家からの要望、そしてIASCの主張という多くの外圧にもかかわらず、FASBが1株当り利益に関する会計基準の設定においてSFAC 1やSFAC 2に合致させることに強く働きかけたことや1株当りキャッシュフローに関する規定から、次のことが明らかになるのである。すなわち、SFAS 128によって計算される1株当り利益は、1株当りキャッシュフローとは対照的に、発生主義会計に合致するものになるとされているのである。APBO

15で包括主義損益計算書と融合した1株当り利益は、FASBの主導のもとで、発生主義会計に合致する会計数値としての方向に意識的に「進化」したのである。つまり、現在の損益計算書（財務諸表）に表示されている1株当り利益は投資指標としての1株当り利益とは別個の、FASBが意識的に作りだした会計数値としての1株当り利益なのである。

[付記]本稿は、平成17年度科学研究費補助金若手研究(B)課題番号(16730229)の研究成果の一部である。

#### 参考文献

- ・ *Accounting Interpretations of APB Opinion No.15*, "Computing Earnings per Share," AICPA, 1970-1971.
- ・ *Accounting Principles Board Opinion No.9*, "Reporting the Result of Operations," AICPA, 1966.
- ・ *Accounting Principles Board Opinion No.15*, "Earnings per Share," AICPA, 1969.
- ・ *Accounting Principles Board Opinion No.20*, "Accounting Changes," AICPA, 1971.
- ・ *Accounting Principles Board Opinion No.30*, "Reporting Results of Operations: reporting the effects of disposal of a segment of a business, and extraordinary, unusual and infrequently occurring events and transactions," AICPA, 1973.
- ・ AICPA, *Proposed APB Opinion*, "Earnings per Share," AICPA, 1968.
- ・ AICPA, *Report of the Committee on Generally Accepted Accounting Principles for Smaller and/or Closely Held Businesses*, AICPA, 1976.
- ・ Arnold, Donald F. & Thomas E. Humann, "Earnings per Share: an empirical test of the market parity and the investment value methods," *Accounting Review*, January 1973, pp. 23-33.
- ・ Barlev, Benzion, "Contingent Equity and the Dilutive Effect on EPS," *Accounting Review*, April 1983, pp. 385-393.
- ・ Ball, J. T. , *Computing Earnings per Share: unofficial accounting interpretations of APB Opinion No.15*, AICPA, 1970.
- ・ Bierman, Jr., Harold, "Common Stock Equivalents, Earnings per Share, and Stock Valuation," *Journal of Accounting and Finance*, Winter 1986, pp. 62-70.
- ・ Blasch, Doris M., Jerome Kelliher & William J. Read, "The FASB and the IASC Redeliberate EPS," *Journal of Accountancy*, February 1996, pp. 43-47.
- ・ Cocco, Anthony F. & Tommy Moores, "The New Exposure Draft on Earnings per Share," *CPA Journal*, July 1996, pp. 50-51.
- ・ Coughlan, John W., "Anomalies in Calculating Earnings per Share," *Accounting Horizons*, December 1988, pp. 80-88.
- ・ Curry, Dudley W., "Opinion 15 vs. A Comprehensive Financial Reporting Method for Convertible Debt," *Accounting Review*, July 1971, pp. 490-503.
- ・ DeBerg, Curtis L. & Brock Murdoch, "The Immateriality of Primary EPS: what the data reveal," *Financial Analysts Journal*, September-

- October 1991, pp. 91-95.
- Dudley, Lola Woodard, "A Critical Look at EPS: is EPS worth all the trouble?" *Journal of Accountancy*, August 1985, pp. 102-111.
  - FASB, *Public Record: request for views concerning APB Opinions and Accounting Research Bulletins*, FASB, 1973.
  - Frank, Werner G. & Jerry J. Weygandt, "Convertible Debt and Earnings per Share: pragmatism vs. good theory," *Accounting Review*, April 1970, pp. 280-289.
  - ——— & ———, "The APB, Yield Indices, and Predictive Ability: a reply," *Accounting Review*, April 1971a, pp. 338-341.
  - ——— & ———, "A Prediction Model for Convertible Debentures," *Journal of Accounting Research*, Spring 1971b, pp. 116-126.
  - Frankfurter, G. & B. Horwitz, "The Effects of Accounting Principles Board Opinion No.15 on Earnings per Share: a simulation study," *Accounting Review*, April 1972, pp. 245-259.
  - Fulmer, Jr., John G. & James E. Moon, "Tests for Common Stock Equivalency," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Fall 1984, pp. 5-14.
  - Gaumnitz, Bruce R. & Joel E. Thompson, "Establishing the Common Stock Equivalence of Convertible Bonds," *Accounting Review*, July 1987, pp. 601-622.
  - Gibson, Charles H. & John Daniel Williams, "Should Common Stock Equivalents be Considered in Earnings per Share?" *CPA Journal*, March 1973, pp. 209-213.
  - Givoly, Dan & Dan Palmon, "Classification of Convertible Debt as Common Stock Equivalents: some empirical evidence on the effects of APB Opinion 15," *Journal of Accounting Research*, Autumn 1981, pp.530-543.
  - Hendriksen, Eldon S. & Michael F. van Breda, *Accounting Theory, fifth edition*, IRWIN, 1992.
  - Hofstedt, Thomas R. & Richard R. West, "The APB, Yield Indices, and Predictive Ability," *Accounting Review*, April 1971, pp. 329-337.
  - Jarnagin, Bill D., *Financial Accounting Standards: explanation and analysis, seventeenth edition*, Commerce Clearing House, 1995.
  - ———, 2004 *U.S. Master GAAP Guide*, CCH, 2003.
  - Knutson, Peter H., "Income Distribution: the key to earnings per share," *Accounting Review*, January 1970, pp. 55-68.
  - 久保淳司「米国会計基準における会計情報の開示姿勢」『経済学研究』第50巻第2号, 2000年9月, 120-131ページ。
  - ———「情報化社会における会計情報開示」『経済学研究』第53巻第3号, 2003年12月, 415-423ページ。
  - ———「1株当たり利益の計算及び開示」『経済学研究』第54巻第1号, 2004年6月, 49-72ページ。
  - ———「1株当たり利益と損益計算書の融合までの過程」『経済学研究』第55巻第1号, 2005年6月, 49-71ページ
  - Laughlin, Eugene J. & Kenneth L. Fox, "Taking the ESP Out of EPS," *Woman CPA*, January 1989, pp.4-8.
  - Mautz, Jr., R. David & Thomas Jeffery Hogan, "Earnings per Share Reporting: time for an overhaul?" *Accounting Horizons*, September 1989, pp. 21-27.
  - Millar, James A., Thakol Nunthirapakorn & Steve Courtenay, "A Note on the Information Content of Primary and Fully Diluted Earnings per Share," *Financial Analysts Journal*, September-October 1987, pp. 77-79.
  - Moore, P. Michael, Thomas H. Oxner & Jimmie Kusel, "Determining Common Stock Equivalency of Convertible Securities: a teaching approach," *Issues in Accounting Education*, Spring 1987, pp. 152-156.
  - ジェームス オールソン「1株当たり利益の成長性

を利用した株式の評価』『証券アナリストジャーナル』2005年3月, 95-103 ページ。

- Rice, Steven J., “The Information Content of Fully Diluted Earnings per Share,” *Accounting Review*, April 1978, pp. 429-438.
- Saubert, Lynn K., R. Wayne Saubert & Philip L. Little, “Earnings per Share: present and proposed,” *CPA Journal*, January 1996, pp. 57-59.
- Seligman, Barnard, “The Two-Thirds Rule in Earnings per Share Determinations,” *New York Certified Public Accountant*, March 1971, pp. 215-219.
- Shank, John K., “Earnings per Share, Stock Prices, and APB Opinion No.15,” *Journal of Accounting Research*, Spring 1971, pp. 165-170.
- *Statement of Financial Accounting Concepts No.1*, “Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises,” FASB, 1978.
- *Statement of Financial Accounting Concepts No.2*, “Qualitative Characteristics of Accounting Information,” FASB, 1980.
- *Statement of Financial Accounting Standards No.21*, “Suspension of the Reporting of Earnings per Share and Segment Information by Nonpublic Enterprises,” FASB, 1978.
- *Statement of Financial Accounting Standards No.55*, “Determining Whether a Convertible Security Is a Common Stock Equivalent,” FASB, 1982.
- *Statement of Financial Accounting Standards No.85*, “Yield Test for Determining Whether a Convertible Security Is a Common Stock Equivalent,” FASB, 1985.
- *Statement of Financial Accounting Standards No.95*, “Statement of Cash Flows,” FASB, 1987.
- *Statement of Financial Accounting Standards No.111*, “Rescission of FASB Statement No.32 and Technical Corrections,” FASB, 1992.
- *Statement of Financial Accounting Standards No.128*, “Earnings per Share,” FASB, 1997.
- Sterner, Julie A., “An Empirical Evaluation of SFAS No.55,” *Journal of Accounting Research*, Autumn 1983, pp. 623-628.
- Vigeland, Robert L., “Dilution of Earnings per Share in an Option Pricing Framework,” *Accounting Review*, April 1982, pp. 348-357.

## &lt;参考&gt;

[参考1] 稀薄化順位法の例<sup>100)</sup>

以下は、2005年12月31日決算のC社を用いた稀薄化順位法の適用例である。計算の条件は以下の通りである。

- ・C社の2005年の普通株主帰属利益は10,000,000<sup>ドル</sup>であった。
- ・普通株式数は2005年中は2,000,000株で一定であった。
- ・期中平均株価は75<sup>ドル</sup>であった。
- ・2005年において下記の潜在稀薄化証券が流通していた。
  - －行使価格60<sup>ドル</sup>、100,000株相当のオプション
  - －800,000株の年間配当8<sup>ドル</sup>の転換累積優先株式
  - －2,000,000株に転換可能な額面100,000,000<sup>ドル</sup>の利率5%の転換債券
- ・2005年における実効税率は40%であった。

## 1 各証券の稀薄化影響額の計算

	分子増加額	分母増加数	稀薄化影響度
オプション	0	$((75-60)/75) \times 100,000 = 20,000$	0
転換累積優先株式	$800,000 \times 8 = 6,400,000$	$800,000 \times 2 = 1,600,000$	$6,400,000 \div 1,600,000 = 4.00$
転換負債	$100,000,000 \times 0.05 \times (1-0.4) = 3,000,000$	2,000,000	$3,000,000 \div 2,000,000 = 1.50$

## 2 1株当たり利益の計算および稀薄化効果の判定

	普通株主帰属利益	株式数	1株当たり利益	稀薄化効果
単純1株当たり利益	10,000,000	2,000,000	5.00	
オプション	<u>0</u>	<u>20,000</u>		
	10,000,000	2,020,000	4.95	稀薄化
転換債券	<u>3,000,000</u>	<u>2,000,000</u>		
	13,000,000	4,020,000	3.23	稀薄化
転換累積優先株式	<u>6,400,000</u>	<u>1,600,000</u>		
	19,400,000	5,620,000	3.45	逆稀薄化

転換累積優先株式を1株当たり利益の計算に含めると、稀薄化1株当たり利益が3.23<sup>ドル</sup>から3.45<sup>ドル</sup>へと増加する。このため、転換累積優先株式は逆稀薄化効果であり、稀薄化1株当たり利益の計算には反映させない。したがって、稀薄化1株当たり利益は3.23ドルになる。

なお、APBO 15の適用されていたときには3.45<sup>ドル</sup>と表示することが可能であった。

100) SFAS 128, para. 153を一部修正。

— [参考2]修正した自己株法による計算<sup>101)</sup> —

- ①  $t_1$ 年の流通株式数は1,000,000株で一定であった。
- ②  $t_1$ 年初に、以下のオプションaとオプションbを発行した。  
 <オプションa>行使価格  $70^{\text{F}}_{\text{円}}$ , 発行株式数 300,000株相当  
 <オプションb>行使価格  $75^{\text{F}}_{\text{円}}$ , 発行株式数 10,000株相当
- ③  $t_1$ 年の普通株主利益は  $2,000,000^{\text{F}}_{\text{円}}$  である。
- ④  $t_1$ 年中の株価は  $72^{\text{F}}_{\text{円}}$  で一定であった。
- ⑤ A社には  $3,000,000^{\text{F}}_{\text{円}}$  (利率 1.4 パーセント) の借入債務がある。
- ⑥  $t_1$ 年初のアメリカ国債の利廻りは 5 パーセントであった。
- ⑦  $t_1$ 年中の実効税率は 40 パーセントであった。
- ⑧ 上記の他に考慮すべき事項はない。

この条件について、APBO 15の規定による1株当たり利益の計算と開示の方法は以下のようになる。

①適用すべき自己株法の判定

本数値例では、権利行使によって発行する普通株式数 (300,000株 + 10,000株 = 310,000株) が、期末の流通普通株式数の 20% ( $1,000,000 \text{株} \times 20\% = 200,000 \text{株}$ ) を超えているので、修正した自己株法を適用することになる。

②修正した自己株法による1株当たり利益の計算

自己株法では、個々の証券について稀薄化効果に重要性のあるものを対象に1株当たり利益を計算する。これに対して、修正した自己株法では先に1株当たり利益を計算し、その結果によって稀薄化効果の重要性の有無を判定する。したがって、まず1株当たり利益の計算を行う。

$$\frac{2,000,000^{\text{F}}_{\text{円}} + 3,000,000^{\text{F}}_{\text{円}} \times 1.4\% \times (1-40)\% + 4,350,000^{\text{F}}_{\text{円}} \times 5\% \times (1-40)\%}{1,000,000 \text{株} + 300,000 \text{株} + 10,000 \text{株} - 200,000 \text{株}} = 1.942^{\text{F}}_{\text{円}}$$

③稀薄化効果の重要性の有無の判定

修正した自己株法を適用して計算した  $1.942^{\text{F}}_{\text{円}}$  に関して、稀薄化効果に重要性があるか否かを判定する。 $1.942^{\text{F}}_{\text{円}}$  は、単純な1株当たり利益  $2.00^{\text{F}}_{\text{円}}$  ( $2,000,000^{\text{F}}_{\text{円}} \div 1,000,000 \text{株}$ ) の 97.1% であり、稀薄化効果は 2.9% である。重要性基準 (3%) に満たないので、稀薄化効果に重要性はないことになる。

したがって、単純資本構成の企業に該当することから、稀薄化しない1株当たり利益 ( $2.00^{\text{F}}_{\text{円}}$ ) を一元表示すればよい。

101) 条件は、Jarnagin[1995], pp. 659-673 を参考にして筆者が作成したものである。

— [参考3]偶発発行証券に関する計算例<sup>102)</sup> —

- ①  $t_1$ 年の連結当期利益は  $1,500,000^{\text{F}_\text{R}}$ 、流通株式数は 300,000 株であった。
- ② A社は、 $t_1$ 年初にB社を買収し、完全子会社にした。買収契約の一部として  $t_1$ 年と  $t_2$ 年のB社の各年の利益額が 150,000 ドルを超えた場合には、 $t_2$ 年末に旧B社株主に対して 50,000 株の追加交付を行うことにした。
- ③  $t_1$ 年のB社の利益は  $180,000^{\text{F}_\text{R}}$ であった。
- ④ 上記の他に考慮すべき事項はない。

$t_1$ 年には、普通株式の発行はされない。しかし、 $t_1$ 年分の条件が達成されているので、偶発発行証券の影響を1株当たり利益に反映させるのである。この場合には、*APBO 15*と*SFAS 128*の規定に差はない。つまり、 $t_1$ 年に普通株式を発行したものとみなして、次のように計算する。

$$\frac{1,500,000^{\text{F}_\text{R}}}{300,000 \text{株} + 50,000 \text{株}} = 4.29^{\text{F}_\text{R}}$$

— [参考3']偶発発行証券に関する計算例<sup>103)</sup> —

- ①  $t_1$ 年の連結当期利益は  $1,500,000^{\text{F}_\text{R}}$ 、流通株式数は 300,000 株であった。
- ② A社は、 $t_1$ 年初にB社を買収し、完全子会社にした。買収契約の一部として  $t_1$ 年と  $t_2$ 年のB社の各年の利益額が 150,000 ドルを超えた場合には、 $t_2$ 年末に旧B社株主に対して 50,000 株の追加交付を行うことにした。
- ③  $t_1$ 年のB社の利益は  $120,000^{\text{F}_\text{R}}$ であった。
- ④ 上記の他に考慮すべき事項はない。

<*APBO 15*の規定による場合>

$$\frac{1,500,000^{\text{F}_\text{R}} + (150,000^{\text{F}_\text{R}} - 120,000^{\text{F}_\text{R}})}{300,000 \text{株} + 50,000 \text{株}} = 4.37^{\text{F}_\text{R}}$$

<*SFAS 128*の規定による場合>

$t_1$ 年の条件未成就につき、偶発発行証券の影響は1株当たり利益の計算に含めない。

102) 条件は、Jarnagin[1995], p. 683 によっている。

103) 同上。

## [参考 4] 1 株当たり利益に関する研究論文 (1969 年-1996 年)

論文名	主 題
Knutson[1970]	利益分配法の提唱
Frank & Weygandt[1970]	現金利廻りテスト批判
Seligmann[1971]	現金利廻りテスト批判
Hofstedt & West[1971]	Frank & Weygandt[1970]の批判
Frank & Weygandt[1971 a]	Hofstedt & West[1971]の反批判
Shank[1971]	自己株法における振子効果の批判
Frank & Weygandt[1971 b]	Frank & Weygandt[1970]の拡張
Curry[1971]	転換証券の二元性を報告する必要性の主張
Frankfurter & Horwitz[1972]	株価との相関テスト
Arnold & Humann[1973]	現金利廻りテストの確認
Gibson & Williams[1973]	プライムレートを利用することの批判
Rice[1978]	全部稀薄化 1 株当たり利益の有用性テスト
Givoly & Palman[1981]	普通株式相当概念のテスト
Vigeland[1982]	OPM の利用の勧告
Barlev[1983]	修正した自己株法の批判
Sterner[1983]	SFAS 55 の実証テスト
Fulmer, Jr. & Moon[1984]	Frank & Weygandt[1970]の追試
Bierman, Jr.[1986]	利廻りテスト批判
Gaumnitz & Thompson[1987]	Bonferroni 市場法の提唱
Miller, <i>et al.</i> [1987]	1 株当たり利益の株価との相関テスト
Coughlan[1988]	加重平均利用の批判
DeBerg & Murdoch[1991]	規定の簡素化の主張